

議第211号

関西広域連合規約の変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部を次のように変更することについて、関係地方公共団体と協議する。

平成27年 9月24日提出

京都市長 門川大作

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約の一部を次のように改正する。

第2条中「兵庫県」の右に「、奈良県」を加える。

第4条第1項第7号イ中「第3条第1項」を「第3条」に改め、同条第2項中「うち」の右に「、同項第1号（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを」を加える。

第8条中「36人」を「39人」に改める。

別表総務費の項中「、和歌山県、」を「、奈良県、和歌山県、」に改め、同表企画調整費の項中「兵庫県」の右に「、奈良県」を加え、同表事業費の項中「及び第6号」を削り、

<p>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市</p>	を	<p>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市</p>	に、
<p>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県</p>		<p>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県</p>	
<p>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市</p>		<p>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市</p>	

第4条第1項第5号 ウに規定する事務に 係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫 県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 京都市、大阪市、堺市及び神戸 市	人口割 10分の10	を
第4条第1項第5号 ウに規定する事務に 係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫 県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 京都市、大阪市、堺市及び神戸 市	人口割 10分の10	
第4条第1項第6号 に規定する事務に係 る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫 県、和歌山県、徳島県、京都市、 大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10	に

改める。

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

提案理由

関西広域連合規約の一部を変更する必要があるので提案する。